

# 人権の約束事運動参加登録事務取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、人権の約束事運動への参加登録（以下「参加登録」という。）にあたって人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行う事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

## (参加登録の目的)

第2条 参加登録は、団体・事業所・その他任意のグループ等（以下「団体等」という。）が人権の約束事運動（以下「運動」という。）への賛同と参加の意思を明らかにするための制度であり、より多くの団体等に対して参加登録を促す活動などを通して運動の取組を広げることが目的とする。

## (参加登録の資格)

第3条 市内を所在地とする団体等は参加登録ができるものとする。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる団体等については、参加登録を認めない。

- (1) 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体等
- (2) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等
- (3) 当該団体等の参加登録により、運動の推進が阻害される恐れがあると認められる団体等

3 参加登録を申し込む者は、登録決定にあたって、団体等が前項第2号に該当しないことを確認するために、関係する行政機関に照会することに同意するものとする。

## (参加登録の申込および決定)

第4条 参加登録を希望する団体等は、参加登録申込書（様式1）及びその他必要な書類を推進協議会会長に提出して申し込まなければならない。

2 推進協議会会長は前項の申込について、速やかに参加登録の可否を決定し、当該団体等に通知するものとする。

3 登録を行うことに決定した場合は、前項の通知とともに参加登録証（様式2）を交付するものとする。

## (参加登録内容の変更)

第5条 参加登録を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）は、前条第1項に掲げる書類の内容に変更があったときは、推進協議会会長に届け出なければならない。

## (参加登録の抹消)

第6条 推進協議会会長は、登録団体等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その参加登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する参加登録の資格を失ったとき。
- (2) 第3条に規定する参加登録の資格がないことが判明したとき。

- (3) 虚偽の申込その他不正な手段により参加登録を行ったことが判明したとき。
- (4) 登録団体等から参加登録の抹消の申し出があったとき。
- (5) その他推進協議会会長が特に必要があると認めたとき。

2 推進協議会会長は、前項により参加登録を抹消したときは、速やかに当該団体等に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務の取扱に必要な事項は推進協議会会長が別に定める。

**付 則**

この要領は、平成22年3月19日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成23年3月28日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。